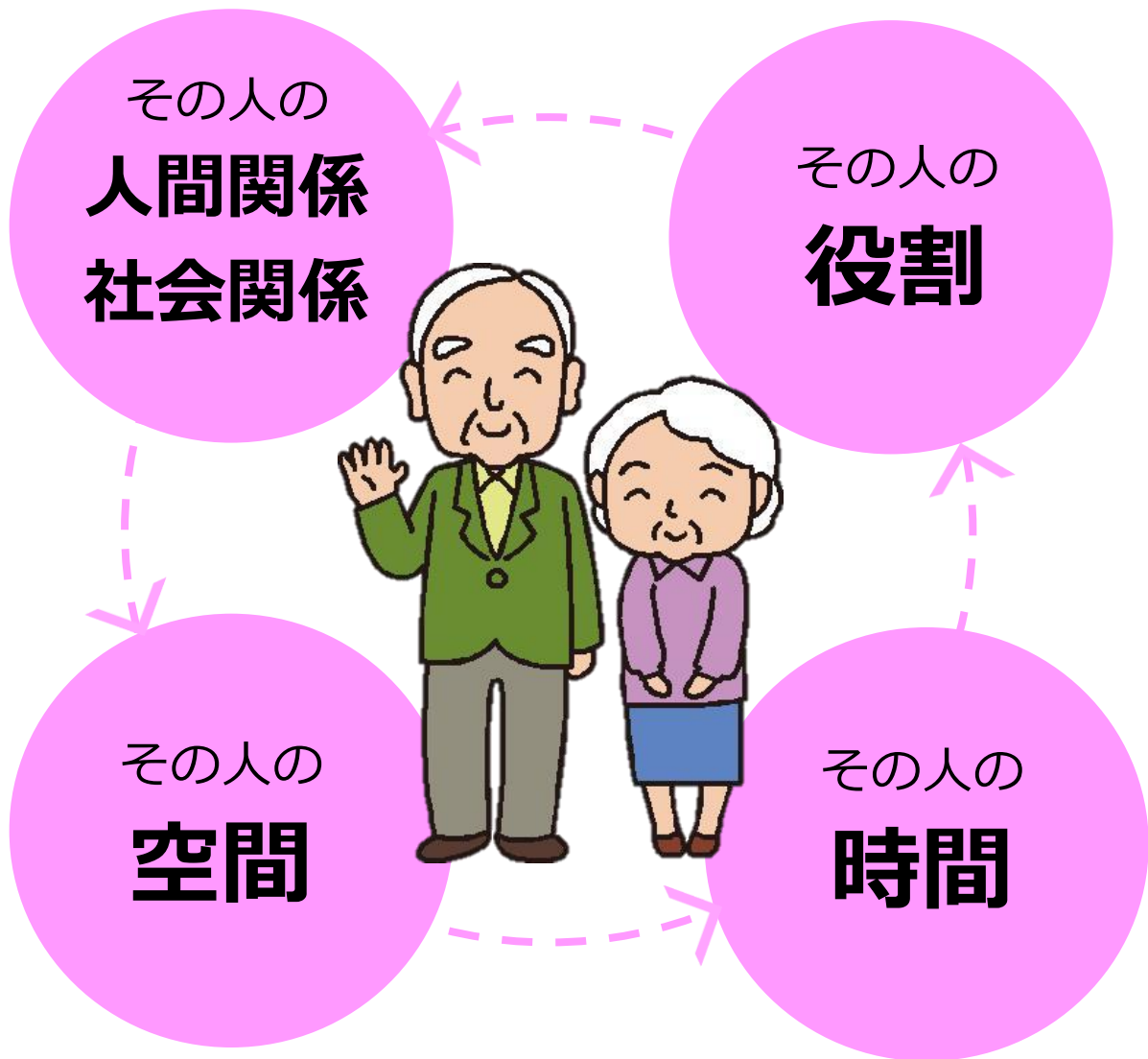


医療法人社団たつき会 菅田医院

居宅介護支援事業所

さつき





■ 居宅介護支援事業所とは…

県の指定を受けた介護支援専門員（ケアマネージャー）がいる事業所です。介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼する際の窓口となります。

■ 介護支援専門員（ケアマネージャー）とは…

利用者の状態に合わせて居宅サービス計画（ケアプラン）を作り、サービス事業者の手配をしたり、利用者がサービスを適切に利用できるように支援します。 ※施設サービスを希望する利用者には、施設をご紹介いたします。

■ 居宅サービス計画（ケアプラン）とは…

利用者の方の心身の能力を最大限活かし、可能な限り自立した日常生活が送れるように、介護支援専門員が利用者や家族の方と相談しながら、一緒に作る利用計画です。身体状況や、家庭の環境等の変化などがあった場合は、計画の見直しを行います。

■ 介護保険の在宅サービスの種類

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 通所リハビリ（デイケア）
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 福祉用具購入
- ・ 住宅改修
- ・ 居宅療養管理指導

などの種類があります。利用者の方のニーズに合わせて、快適な在宅生活を送れるようにサービスを選んでいきます。

■ 利用料金について

全額、介護保険からの給付となります。

自己負担はありません。

（呉市以外の方がご利用になられる場合は、交通費がかかる場合があります。）

■ 利用手続きについて

直接、「**居宅介護支援事業所 さつき**」にご連絡ください。

お気軽にお問い合わせください。

■ 利用時間について

月曜日～金曜日 8:30～17:30

(12月30日から翌年1月3日を除く)

※携帯電話による時間外の対応は可能

■ 介護保険を利用できる方は…

●65歳以上の人

- ・寝たきりや認知症などで、入浴や排泄など日常生活で介護が必要になった方。
- ・食事や身の回りのことなど日常生活で支援が必要になった方。

●40～64歳の人

- ・初老期認知症（アルツハイマー病など）、脳血管障害など老化が原因とされる【特定疾病】によって介護や支援が必要になった方。

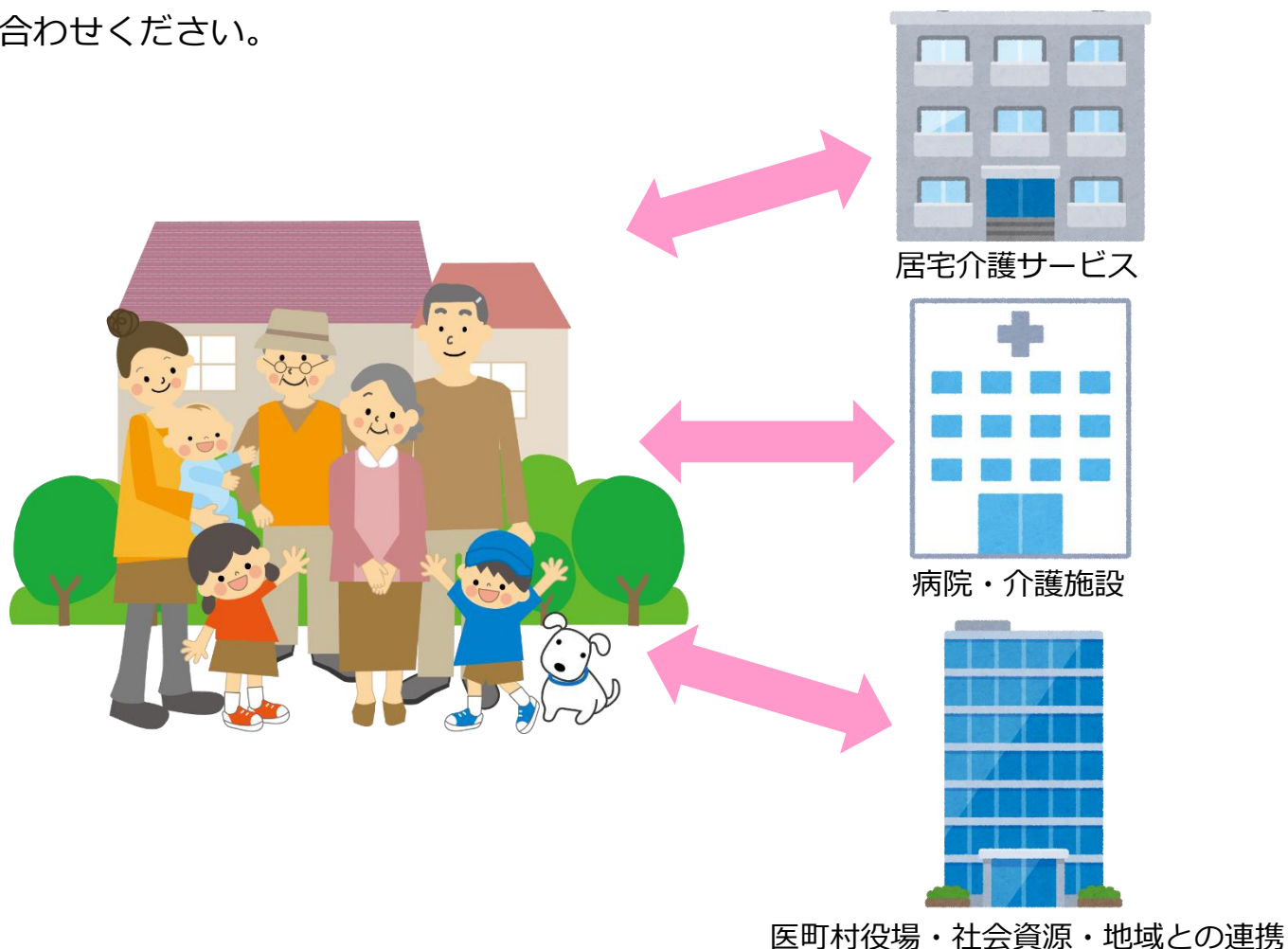
■ サービス内容は…

代行申請	本人に代わって要介護認定の申請の手続きを行います。
訪問調査	介護認定に必要な調査を行います。ご自宅に訪問して、本人や家族から心身の状態、日ごろの様子などを伺います。
介護サービス計画 (ケアプラン)の作成	自立した生活を支援するために、「どのようなサービスを週何回利用するのか」といった各サービスの利用計画を立案します。
市町村、 保健医療サービス、 福祉サービスとの連携	サービスを提供するために必要な関係機関との連絡・調整を行います。
担当者会議	サービス提供に関わるサービス事業者からの専門的な意見を聞き、より良いサービスが提供できるように連携を図ります。
モニタリング	最低、月に1回はご家庭を訪問してサービスが順調に提供できているか、ご様子を伺いに行きます。
相談、アドバイス	在宅（家庭）介護、在宅生活に関するご相談。 サービス内容の変更や、介護保険の手続き等、お困りなことがあれば、いつでも相談してください。

居宅介護支援事業所を利用する際にも、市役所への手続きが必要です。

《要介護認定の申請手続き⇒介護認定》

ご相談を受けた上で、申請の代行もいたしますので、お気軽にお問い合わせください。



住み慣れた地域でゆつくりと自分らしい生活が
送れるように私たち介護支援専門員が
お手伝いいたします。



ご不明な点等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

**事業所名：医療法人社団たつき会 菅田医院
居宅介護支援事業所 さつき**

所在地：〒737-2518

広島県呉市安浦町内海北六丁目 3 番 20 号

電話…0823-70-6678 (代表)

0823-36-6661 (直通)

携帯…080-9790-6678

FAX …0823-70-6077